

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年1月12日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

委員	大貫	千尋	君
----	----	----	---

出席説明員

総務部長	後藤	弘樹	君
------	----	----	---

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山	浩太
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久

議事日程

令和6年1月12日（金曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 令和6年第1回笠間市議会定例会について
 - (2) 議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討
 - (3) その他

午前10時00分開会

○西山委員長 新年最初の議会運営委員会でございます。今年も皆さんよろしくお願いたします。

本日は、議長並びに議会運営委員会委員の皆様には年初のお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年第1回笠間市議会定例会について御協議をお願いいたしたく、お集まりをいただいた次第でございます。よろしくお願いたします。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は7名であります。欠席委員は、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 それでは会議に先立ち、議長より御挨拶をお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いたします。

○大関議長 改めておはようございます。本年最初の議会運営委員会ということでありまして、お忙しい中、大変ありがとうございます。

そしてまた、1月1日、能登半島の大震災があり、2日にはまた日航機と海保の事故が2日続けてありまして、大変な状況になっております。そして、また新たに年が明けまして、いろいろな形の中で、それぞれの中で大変忙しい期間であったというふうに感じております。4日の賀詞交歓会から、それから二十歳の集い、出初式と皆さんには御参集、参加をいただきまして、大変ありがとうございました。

第1回の定例議会に向けての協議でありますので、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。御苦労さまです。

○西山委員長 ありがとうございます。議長は、このままよろしくお願いたします。

○西山委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、令和6年第1回笠間市議会定例会について協議をいたします。

最初に、総務部長より提出予定議案等についての説明をお願いいたします。

総務部長長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和6年第1回定例会には、資料一覧のとおり、現時点で諸般の報告1件、報告1件、諮問2件、議案33件、合わせて37件の提案を予定をしております。

それぞれの内容について、概略を説明させていただきます。

提案1、諸般の報告でございます。専決処分報告について（損害賠償の額を定めるこ

とについて)でございます。こちらにつきましては、令和5年11月8日にグループホームかさまの駐車場におきまして、職員が運転する公用車をエンジンをかけたまま停止したところで運転席を出てしまい、公用車が動き出し相手の車両に接触し、損傷させたものでございます。責任の割合が市が100%、相手側ゼロ%で、市は相手側に13万4,552円を支払うものでございます。

続きまして、提案2、報告でございます。専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)でございます。こちらは、平成29年7月26日に職員の運転する公用車が、市役所本所と公民館の間の通りから左折した際、相手側の自転車に接触し相手側が転倒し、後遺障害を負ったものでございます。責任の割合、市100%、相手側ゼロ%、市は相手側に2,271万5,896円を支払うものでございます。

なお、この事故を起こした職員はその後、令和3年2月28日に身体を理由に退職をしております。その後でございますが、令和4年10月6日に相手側の方は病気において死亡をされております。

賠償金の内訳でございますが、治療費や介護費用1,921万5,896円と慰謝料350万円となっております。このように、被害者が長期療養が必要な場合など損害賠償額が決定できない場合、損害賠償額が決定した段階で議会にお諮りをするということとなっております、今回報告をさせていただくものでございます。

提案3及び4、諮問、人権擁護委員候補者の推薦を求めることについては、令和6年6月30日に2人の人権擁護委員が任期満了を迎えることから、次期候補者の法務大臣推薦するため、人権擁護委員の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。現在、後任の人選は調整中でございます。

提案5、議案、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年度の人事院勧告に基づきまして、在宅勤務手当の新設及び定年延長に伴う昇給区分の見直しについて改正をするものでございます。

提案6、議案、笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給を可能とするための所要の改正を行うものでございます。

提案7、議案、笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、引用法令条項のずれが生じたことにより条文の整理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

提案8、議案、笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、笠間市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間における公の施設の広域利用に関する協議につきまして、笠間芸術の森公園スケートパークを追加するため、所要の改正を行うものでございます。

提案9、議案、笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、市が特定空家等になることを防止するため必要な具体的な措置について勧告することができる規定を追加することから、所要の改正を行うものでございます。

提案10、議案、笠間市公告式条例の一部を改正する条例につきましては、業務改善また事務の簡素化を目的といたしまして、市が制定する規則、その他規定の交付手続における長の署名、押印の省略をするための所要の改正を行うものでございます。

提案11、議案、笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市内における産業活性化及び雇用機会の創出を図るため、令和6年3月31日を期限としております事業者を新設または増設した法人に対する土地家屋償却の固定資産税の課税免除に関する特例について、その期限を5年間延長するため、本条例の改正を行うものでございます。

提案12、議案、笠間市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行例の改正に伴いまして、保険料の多段階化と所得金額の13段階基準の13段階の変更及び保険料の改正を行うものでございます。

提案13の議案、笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員及び設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、国の基準の一部を改正する省令に伴う改正を行うものでございますが、現在、省令の改正の詳細が明らかになっておりません。表題の笠間市指定地域密着型の人員、設備、運営に関する基準、こちらの内容につきまして、ほか3条例の改正を明らかになった後にお示しをさせていただきたいと思いますが、現時点では項目のみとさせていただきます。

提案14、笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県の医療福祉費支給制度、マル福における重度心身障害者の対象が拡充される予定でありますことから、本市におきましても対象の拡充を実施したいため、所要の改正を行うものでございます。

提案15、議案、笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、現在の笠間市「人・農地プラン」策定検討委員会の名称を地域計画策定検討委員会への変更をするものでございます。

提案16、議案、笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、生活衛生等関係条例の機能強化のため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、水道法に定める水道設備、管理行政の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

提案17の議案、笠間市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月に公布され、消防法関係の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に関する審査手数料の改正を行うものでございます。

提案18の議案、笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例につきましては、旧友部町時代に実施いたしました友部都市計画友部駅前土地区画整理事業につきまして、事業完了によりその目的が達せられたことから本条例を廃止するものでございますが、こちらにつきましては昭和61年3月31日に事業を終了しているものでございますが、昭和60年11月21日に行いました換地処分に対しまして、地権者から昭和60年12月20日に県に対しまして不服審査請求が提出され、令和4年5月に請求の棄却の裁決がされたものでございます。その後、1年を経過いたしまして、本裁決に対する再審請求期間が経過したことから、今回、本条例を廃止するものでございます。

提案19、議案、笠間市読点の表記を改める条例につきましては、国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態に鑑みまして、市の条例に用いられる読点の表記を、コンマから点に一括して改めるため、条例の制定をするものでございます。

提案20、議案、公の施設の広域利用に関する協議につきましては、地方自治法の規定に基づき、笠間市ほか市町村の公の広域利用に関する協議につきまして、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案21から28の議案、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から令和5年度笠間市公共下水道会計補正予算（第3号）の8会計の予算につきまして、国、県補助金の確定や事業の執行見込みによりまして、それぞれ予算の補正を行うものでございます。これら補正予算につきましては、予算の執行を早めるために、会期日程の早い段階での御議決をお願いをしたいと考えております。

提案29から37までの議案は、令和6年度笠間市一般会計予算から令和6年度笠間市下水道事業会計予算まで、9会計の当初予算について提案をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○西山委員長 議案等は以上であります。これについては御了承をお願いいたします。

次に、会期日程（案）について説明をお願いいたします。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、資料03、会期日程（案）を御覧いただきたいと思います。

会期は、2月27日火曜日から3月15日金曜日までの18日間とするものでございます。

初日の2月27日に、会期の決定、請願・陳情の付託、議案上程、提案理由の説明、議案の一部について質疑、討論、採決をお願いいたします。また、令和5年度の各会計の補正予算につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託をお願いいたします。

なお、一般質問通告締切りは午前中、議案質疑通告締切りは午後5時までとさせていただきます。

2月28日は、議案調査のため休会といたします。

2月29日は、午前10時から補正予算審査のため、各常任委員会を一斉開催とさせていただきます。審査終了後、各常任委員会の委員長報告をまとめまして、各委員長に確認をいただきます。

その後、午後2時より本会議を開き、議案質疑の後、常任委員会への付託及び令和6年度各会計予算の審査を行うため、予算特別委員会の設置、付託を行います。また、午前中に開きました各常任委員会の補正予算審査結果を各委員長より報告を受け、質疑、討論、採決を行います。

なお、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱い等につきまして御協議をお願いしたいと思います。

3月1日金曜日は総務産業委員会、4日月曜日は教育福祉委員会、5日火曜日は建設土木委員会を開催いたします。

6日、7日、8日の3日間で、予算特別委員会を開催いたします。

また、11日、12日、13日の3日間を、一般質問といたします。

なお、討論通告の締切りは、13日の午前中までとさせていただきます。

14日は、議事整理のため休会といたします。

15日は定例会最終日となりますが、議案につきまして、各委員会委員長より審査の経過及び結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定でございます。

以上です。

○西山委員長 以上で日程の説明が終わりました。

これについて何かございますか。

総務部長。

○後藤総務部長 申し訳ございません。

コロナ禍におきまして、中学校の卒業式の議員の皆様への御招待というのを控えさせていただいてきておりました。今回は、教育委員会の中で、3月11日に行う中学校の卒業式に議員の皆様の招待をする方向で現在調整をしているということがございます。そうしますと、11日午前10時からの一般質問の時間とかぶってくるということが予想されます。

まだ正式な決定でない中での御調整で大変申し訳ないところでございますが、そちらについて御配慮、御協議いただければなと思っております。よろしくお願いたします。

○西山委員長 11日月曜日に、中学校の卒業式が開催されるということです。当然、時間的にはかぶってしまいます。

招待を受けた場合どうするかということになりますので、その点いかがでしょうか。皆

さんの御意見をいただきたいと思います。

内桶委員。

○内桶克之委員 日程は今日決めるんでしょうけれども、一般質問初日なんですけど、やり方としては、午前中で卒業式が終わると思いますので、午後から本会議に入って3日間の一般質問というのが、予定が一番いいのかなと。質問者の人数にもよりますが、最大で13人がそれでもできるという感じなので、日程的にはそれがいいのかなと思います。

以上です。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時24分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11日の午前中を11日の午後からの本会議開催ということでという案が出ましたが、3月14日木曜日の休会、これを予備日として考えてずれ込ませるということも視野に入れて、教育委員会からの正式な通達があって、その段階で決定していくような形で進めたいと思います。

そうすると、2案今出ました。11日の午後からの開催、それと11日を休会にして14日の休会を利用してずらしていくという2案が出ました。この点、皆さんに協議をしていただいて決めていただきたいと思います。

いかがでしょうか。どちらが。

内桶委員。

○内桶克之委員 すみません。14日休会が議事をやれるのであれば、14日にずらしてもいいと思います。

以上です。

○西山委員長 分かりました。

それでは、教育委員会の決定があり次第ではありますが、14日の休会を利用して、11日を休会にして順次、繰り下げるということでよろしいですか。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにします。

これは、総務部長から連絡をいただくという、決定事項という。

○後藤総務部長 はい。

○西山委員長 よろしくお願ひします。

そのほかありますか、日程の件。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、第1回定例会の会期日程は2月27日から3月15日までの18日間とすることに決定いたしました。

そのほか、執行部で案件、報告事項がなければ、御退席を願います。

○後藤総務部長 1件、ございます。

○西山委員長 総務部長、どうぞ。

○後藤総務部長 現在今、執行部のほうでは、補正予算の策定を進めております。その内容が、国の交付金関係で示されておりました住民税均等割のみ世帯への給付金、また子ども1人当たりに対する加算の給付金と、あと交付金以外の笠間市独自の事業も、先ほどの給付金関係で2億3,000万円程度、それらの物価高騰対策事業等々で今4,000万円から5,000万円程度の補正予算の策定を予定しております。こちらの取扱いにつきまして、今回、次の19日の全員協議会のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。その後、今回、規模感やそういったことを考慮いたしまして、専決処分を考えているところでございます。

ただし、前回の中では臨時会を開催して御議論いただいたということもございますので、今、規模感からいきますと、私どものほうでは専決処分というのも考えておりますが、臨時会の開会につきましても御意見なども頂戴したいなと思っております。御提案をさせていただいております。御議論お願いいたしたいと思っております。

○西山委員長 前回に引き続き、規模は縮小されておりますが、国からの交付金等の補正予算を専決処分を進めていってもよいかというのが、多分、今の総務部長の一番の伺いを立てているんだなと思っております。本来であれば臨時会が理想なんだろうけれども、性質上いかがでしょうかということで、総務部長のほうから提案をされております。

皆さんの御意見をいただいて決定したいと思っております。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 この補正予算は、市が独自に行う事業や何かは含まれていないと、判断が分かれるような議案、中身は含まれていない。そして、国の補正予算で住民の利益向上につながる、そういうものなのかどうか、まずお聞きしたいんですけれども。

○西山委員長 総務部長。

○後藤総務部長 給付金のほうは、国の制度でございます。ただし、交付金事業で国の交付金事業の要綱に基づきまして、市の独自の事業が4,000万円から5,000万円程度の予算は、この中に含まれております。

○西山委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その場合、見解が分かれるような議案が補正予算の中に含まれていて、無用な誤解を与える可能性もあるんですよね。それ分けて出すことはできないんですか。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時33分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほかでなければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは改めて、ただいまの案件を専決処分で執行したいんだという執行部、総務部長の伺いに対しまして、議会運営委員会の中では了承ということによろしいですか。

ちょっとおかしいかと、今首ひねってはいます。おかしな話なんです。

○石松俊雄委員 おかしいですよ。だって、ここで了承するとかしないとかは関係ないと思うんです。基本的に言うと、専決処分はできるだけしないということだから、ここで言われたら、では本会議開いてくれというのが一般的な議員の示すべき見解ではないんですか。

○西山委員長 おっしゃるとおりだと思っております。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 今の議論、専決処分する、しないの以前に、タイミング的に今の全協で十分説明する、要するに1月の全協の前に全容が分かれば、1月の全協で説明できるじゃないですか。これが、そこでできなければ、2月になってしまうじゃないですか。

だから、そのタイミングによると思うんですよ。ぎりぎりまでいったらもう日程的にできないから、もう専決処分するしかなかったよという結果であるのかもしれないし、そういう意味で、何か今、石松委員から出たように、前回もそうなんですけれども、できれば専決処分しないでと、この前も議論したような気がするんですよ。だから、そのタイミング的な問題もあると思うんですよ。だから、その辺が内容もそうですけれども、タイミング的にどうなのかってちょっとあったんですけれども。

総務部長。

○後藤総務部長 すみません。タイミングの御説明をしていなかったもので、大変申し訳ございませんでした。

給付金関係のほうでは、一刻も早く、詳細が決まりましたら、予算化をいたしまして、システムの改修のほうに取りかかりたいというふうに思っております。

また、独自事業のほうにつきましても、募集する期間でありますとか、そういったものを確保するために、今まだ調整中ではございますが、19日の全員協議会までにまとめましてそこで説明をし、その日の段階で専決処分をしたいというふうに考えております。

○西山委員長 どうでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 給付金のシステムを早くやりたいというのは、要するに、基本的に議会

にかけるいとまがない場合は認めますけど、いとまがあるんだったらちゃんと議会にかけてくれというのが、こちらの言い分というか、立場なので、そのいとまがないということをしちんと説明をしていただきたいし、ここに分かるように納得できるように言っていたかないと、いいよとか悪いというのは言えないです。

○西山委員長 総務部長。

○後藤総務部長 通常であれば、このままいきますと3月の定例会で、3月になってしましまして給付が遅れますので、早い段階での予算の策定をしたいと考えております。その中で、直近でいきますと、19日の全協の、前回と同じように午前中に説明をして、午後に臨時会の開会をお願いすることもあるかと思いますが、何度も繰り返しになって恐縮ですが、今回は国の給付金関係で、ほぼほぼ内容が決まっているもの、また予算規模的にも前回から比べますと小さいものになっておりますので、専決ということで考えたところでございます。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 いや、その臨時会という話が出ている場合は臨時会かけてしまったほうがいいんじゃないですか。専決じゃなくて臨時会でと、いつているんだから。

○後藤総務部長 いや、だから、可能であれば。

○石松俊雄委員 では、臨時会でもいいじゃないですか。それが当たり前のことだと思います。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時47分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○後藤総務部長 1月に交付金関係の給付金、また笠間市独自事業につきまして、現在策定中でございます。こちらを一刻も早く策定いたしまして事業に取りかかりたいことから、専決処分処理をさせていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○西山委員長 この件につきまして、改めまして御意見をいただきたいと思っております。どうでしょうか。

総務部長より訂正の部分がありました。議会を招集するいとまがないということで、専決処分進めたいということで、早々に報告がありました。

この点につきまして、改めまして皆さんの御意見をいただきたいと思っております。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 私は先ほど申し述べましたように、中身がまだ、私としては中身は分か

らない。一般的な説明としてはそうなのかなと思うんですが、そういうものを専決処分でいいというわけにはいかないの、議会の役割として、19日の午後に仮になったとしても、本会議を開いて審査をするのが筋だというふうに思います。

それで、日程的には、それが終わってから清掃施設等特別委員会の開催も十分可能じゃないかなというふうには思います。それは私の意見です。

○西山委員長 そのほかありますか。

内桶委員。

○内桶克之委員 執行として急いでいるから専決処分ということになると思うので、執行として、内容的には本来であれば、臨時会やるべきだと思いますが、急ぐという部分と間がないという部分で専決処分でもいいのかなと私は思います。

以上です。

○西山委員長 そのほかにありますか。

石松委員。

○石松俊雄委員 19日の全協やって説明して、そのときに専決するんでしょう。だから、19日で専決が間に合うことということじゃないですか、そうしたら。ごめんなさい、19日の議決で間に合うということなんでしょう。それ矛盾しているんじゃないですか、そこが。専決というのは、19日に間に合わないから、その前に専決してやっちゃいますということなんでしょう。だから、そこがおかしいんですよ。だから、そういうふうに言われたから議会ばかりにしているのかって話になるんですよ。19日、だって全協でみんな集まるんですよ。19日に説明して、専決そこでやりますって。専決じゃないじゃん、それじゃ。だったらもっと早くやれよということですよ。

○西山委員長 どうですか、総務部長。これ記録残っていますから、マイクで。

○後藤総務部長 休憩でお願いできますでしょうか。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

いかがでしょうか。今回に限り、このような説明は、当委員会としてもここで説明をされるのは本意ではありませんが、本会議を開くいとまがないことと、早急に執行をしたい。ただ、今手探り状態で、まだ完成していない。19日の全員協議会にも100%説明できるかどうか分からない状況でありますので、専決を前提に進めていますということで、これに対して了承してあげるといって、運営上ですね、議会の運営上、そのような形でいかがでしょうか。もしこれで御異議がなければ、そのように進めてくださいというお願いをしてということになります。どうでしょうか。

よろしいですか。

○石井 栄委員 ちょっと待ってください。私の意見はそういう意見ですので、多数の意見ということで決まれば、それはそれで従います。私の意見はそうです、先ほど言ったような意見で。

○西山委員長 石井委員の意見はもう分かりました、十分分かりましたので、石井委員の意見と石松委員の意見はちょっと温度差があるんですが、違うんですが、議会の存在というのはあくまでも議論すべき場を設けて時間を費やしてきちっと市民に説明できる執行していただきたいというのが本来だと思いますね。

ただ、同時並行で今、これからの執行の内容も決定していくということなので、その部分でブレーキのかからないように、逆に議会としてその部分についての協力ということで、もし専決ということであれば仕方のないことなのかなということでした承してということでよろしいですか。

石松委員、どうですか。

○石松俊雄委員 別に議運に許可は要らないんですよ。専決するには。

○西山委員長 もちろんです。

○石松俊雄委員 だから、どうぞ御自由ということですよ。ただ、聞く限りにおいては、ちょっと違うんじゃないかなと思います。それ執行部のやることだから。

○畑岡洋二委員 19日までにしっかりまとめてくださいますように。まとまらなければ全て進まないから。

○西山委員長 それでは、皆さんの親心ということで受け取ってください。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、総務部長退席でよろしいですね。

総務部長、退席をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時02分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、(2)で議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討ですが、11月22日の議会運営委員会で、③議員定数・報酬・政務活動費について、④委員会の再編について、各会派に持ち帰って検討いただくことといたしました。

各会派から何か現段階での進捗状況や報告等があればお願いしたいと思います。

ありますか。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 会派での説明、説明というか、その内容を審議したんですが、まず、③と④に分かれています。③のほうでいいますと、全国の市議会、人口や面積換算、それと議員1人当たりの人数とかを換算しますと、笠間市の場合は22人で3,200人ぐらいですけども、ほかの平均、同じような人口対面積をやると、20人が平均的に今の動きになっているということで、また1人当たりの議員が持つ人口割合も3,900人ぐらいになるということになっていまして、笠間市はそれより少ない人口での定数になっているということもありますので、議会の定数については20が適正ではないかという意見が会派の中でありまして、それに伴って議員報酬についても、皆さん方との協議の中で、2人減るということの中での議員報酬をどうするかということ、下げるといよりは、一部で上げたほうがいいんじゃないかという意見もありますので、議会人としての職業としてやっていく分にはもうちょっとあってもいいんじゃないかという意見がありました。

また、あと委員会の再編についてなんですが、委員会については、今の3を維持していくべきじゃないかと。20人になってもできるんじゃないかということなんですが、これは今の執行部の体制の中でいくと、今年4月に市民生活部がなくなりまして、総務部と新しく環境政策部が新設されたということもありまして、委員会の再編に当たっては、今の建設土木の委員会がほかの委員会に比べて狭い、つまり狭義の委員会になっていると。小さな委員会になっているということで、総務産業が拡大されているというような状況で、産業の部分を建設土木と合わせたほうがいいんじゃないかと。それは、今回の議員定数には、議員定数よりも先にやるべきじゃないかということで、執行部の部制の中の変化と議会の役割を考えて、建設土木は建設産業委員会として、産業部、つまり農政、観光、商工ですね、それを加えた中でやれば、建設、総務産業のほうの権限もあるんじゃないか。総務のほうには環境を残すという内容も、それでいけるんじゃないかという意見もありましたので、その点を報告したいと思います。

以上です。

○西山委員長 ありがとうございます。

進捗ということで、協議中であっても結構ですから、御報告あれば。

今回につきましては、取りまとめしていく中で期限を決めたいと思ひまして、皆さんの御意見をいただきたいなと思ひていたんですが、どうでしょうか。報告をまとめて、期限を決めて整理するというので決めていきたいと思ひます。

どうでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西山委員長 いいですか。

それでは、この件については会派ごとにまとめていただく期限をいつまでということで決めたいと思ひます。

その御意見をいただきたいと思ひます。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 前に、11月の時点で言っているの、何かしらの話はしているんじゃないかということもあるので、できれば1月いっぱい提出という形が取ればいいのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○西山委員長 どうでしょうか。1月いっぱいという。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 それは、ここに出ている③と④についてということですか。に限定してということですか。

○西山委員長 そうですね。宿題はこの二つなので。

1月もしくは2月、もしくは3月定例の会期中ぐらいかな、案として。

暫時休憩いたします。

午前11時08分休憩

午前11時13分再開

○西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各会派からの意見の集約ということで、期限を定例会1週間前の定例の議会運営委員会までということで決めたいと思います。

これで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決したいと思います。

○西山委員長 それでは次に、その他ですが、事務局より地方自治法改正に伴う請願書のオンライン提出等についての説明をお願いいたします。

事務局説明。

○堀内議会事務局次長 それでは、資料の05をお開きいただきたいと思います。

地方自治法の一部改正に伴いまして、本年4月1日から施行されるもののうち、地方議会に関するものについて御説明をさせていただきます。

住民から地方議会に対する請願書の提出を含めて、これまで書面等で行われた手続についてオンラインで行うことを可能とする内容でございます。

この改正は、法改正に伴う全国一律の改正で、従来の方法に加えてオンラインによる方法で行うことを可能にするといった内容でございます。具体的に申し上げますと、資料の一番左、①番として、議会と住民等との間の手続の部分ですが、上の段に、住民から議会への請願書の提出というふうにございます。4月1日以降は、住民から請願書の提出についても、オンラインの提出が可能となるということになります。これに伴いまして、笠間市議会といたしまして、オンライン提出された請願・陳情についてどのように取り扱うか

といった検討が必要となってまいります。

なお、参考までに、資料別の、次の資料05-2というものをお開きいただきたいと思うんですが、こちらが今現在、笠間市議会のホームページに掲載されている内容でございます。現在は、持参された、直接お持ちになった請願・陳情については本会議に提出をし、委員会で審査を行った後に、本会議で採択、不採択の結論を出しておきまして、郵送でされたものについては、議員の皆様へ配付のみとし、議員活動の参考にするというような取扱いとなっております。

続いて、資料がまた変わります。お戻りいただきまして、05-3です、こちら参考資料ということでつけております。こちらは、地方議会でも都道府県議会のほうのデジタル化専門委員会の資料ということで参考にとおつけてつけておりますが、3ページの一番上のところに、請願等のオンライン化に当たって検討が必要と考えられる課題などがちょっと整理されていたので、本日資料としております。例といたしまして、請願について、議員の紹介ですとか、署名ですとか、請願者の署名について、どのような手続とするのかといったことが幾つか記載されておきまして、このあたりを参考に御覧いただければと思ひまして、一応参考資料としております。

まだまだ全国市議会議長会からも条例案などが今週になってから来たりとか、情報がまだそろっていない部分がございます、今後具体的なオンライン提出の方法ですとか、本人確認をどんなふうに行うかといった方法などについては、これから情報が来る部分もございまして、事務局のほうで今後、情報の収集をしていきたいと思ひしております。本日は、この内容、こういうふうに変更になるといった説明ということで、皆様へ御説明をさせていただきます。

続いて、資料の06、一番下の資料をお開きいただきたいと思ひます。こちらが、標準市議会の議会の委員会条例の改正部分ということで、全国市議会議長会のほうから示されている新旧対照表になります。今回の法改正によりまして、今現在行っている委員会についても、条件によってオンライン開催も可能となるといった改正になっております。

1ページの中程に、15条の2というところがあるんですけども、この条件として、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認められるときは、オンラインにより委員会を開くことができるという内容でございます。

また、委員会のオンライン開催につきましては、この条例に取り入れるかどうかは各議会の判断によるところが1点ございまして、そちらについては、その次のページに記載があるんですけども、例えば育児、介護その他のやむを得ない事由によって委員会を招集するという場所に参集することが困難である場合といった条文を取り入れるかどうかは、各議会の判断によるところになります。

笠間市議会といたしましては、議会基本条例の第17条に、多様性の尊重として、議会活

動と、育児・介護等が両立できる環境整備等に努めと定めておりますことから、この条文を笠間市議会の委員会条例に記載する方向で進めてよろしいかというところを、本日、皆様に御協議、決定していただきたいと思っております。

最後になりますが、令和6年第1回の定例会におきまして、法改正に伴う委員会条例及び会議規則等の改正案を議会運営委員会から議案として提出することとなりますので、御承知おき願います。

説明は以上でございます。

○西山委員長 説明が終わりました。

まずは、請願書の提出等のオンライン化についての説明に対しまして、皆さんの御意見をいただきたいと思えます。

どうでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 意見なんですけれども、よく分からないんですけれども、この請願書の提出のオンライン化というのは分からないんですけれども、やらなきゃいけないという提案なんです。それとも、どういうことなんです。意味がよく分からない。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 今回、地方自治法の改正によりまして、オンラインの提出が可能となりますので、もし来た場合にはそれを受理といいますか、どう取り扱うか、委員会に付託するとかそういうことは各議会の判断になりますけれども、来たものは従来の郵送とか、そういったものと同じように受付をすることが必要になります。そういった内容になります。これは、全国一律の改正です。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 要するに、笠間市議会の主体的な意見は関係なく、国の法律として、オンラインで申請があった場合は、もう市議会として受けなきゃいけない、受理しなきゃいけないというふうになってしまったんだという理解でいいでしょうか。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 一旦は受理をしまして、その後どのように取り扱うか、今現在笠間市でも郵送のものは預かりというか、そういう形にしていたりとか、そこは市議会の判断によって分かれているところなので、その取扱いをどうするかという部分は、笠間市議会独自としての判断を今後決定していく必要があるかと思っております。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 受理をしなければいけないということですよ。受理をした場合に、それが偽物なのか本物なのかというのは、どういうふうを確認するかとかというのは、次に出ているんですけれども、それはこの議会の中で判断して決めなきゃいけないということなんです。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 今一番、例えばこれがなりすましのとか、実際に本人から提出されたものかという確認する手段につきましては、明確なものが、標準的なものが示されていないんですけども、例えば厳格にやるとすると、運転免許証とかそういった身分証明になるものを添付させるというふうに厳格に行うべきなのか、ある程度、今の都道府県のとかがいろいろな資料を見ますと、何らかの形でこちらが把握しているメールアドレスから来ていれば本人と認めるとか、いろいろな方法がありまして、その中でこういったレベルでこれが本当に出されたものと判断するかというところが、今現在一番の大きな課題なのかなと思っていて、そのやり方については、まだこれから具体的なものが規定などによって示されてくるのかなと思っているんですけども、そこがまだ本日具体的に示すことができないものですから、今後、4月からこういうことが可能になるという情報を一旦皆様のほうに御説明させていただきまして、次回の議会運営委員会の2月20日までにはもう少し細かな内容が出てくると思うので、そこで再度説明をさせていただいて、こういった形で出されたものを市議会として受理し、取り扱っていくのかというところは、次回のところで詳細な御協議をいただきたいなと思っております。

以上です。

○西山委員長 要するに、権利が一つ増えましたよということなんですね。今までの郵送は受け付けて、それは議長が机にしまうという形だったんですね。それは、もちろん本人がどうだとかも含めて。でもそれを今、次長ちょっと前のめりになって、免許証がどうかそういう話をしているので、そういうことを議論しましょうよ、してくださいよ。取りあえずは、だから受付はしなくちゃならないという改正になりましたよということですよ。

その後についてどうするか、今もう準備しておいて、もう議論して、早く決めておきましょうよ、笠間ではということ今ここで進めていくのか、今後もっと詳細が出てきて、それをチェックすべき部分を、項目をつかって、その上で議論していきましょうよ。決定していきましょうよ。笠間の議会はこうですよということを決めましょうということなんじゃないですかね。

○堀内議会事務局次長 そのとおりです。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 私もこれが、ここに書いてあるのが、請願書の提出、つまり請願書、陳情書を含まれた言い方なのかな、これというのがありまして、例えば請願書であれば、議員の署名が必要なんですよ。オンラインで受付というのは、今メールで受付みたいな感じのイメージはあるんですけども、それが受付に当たっては、議員が1回それを見てないと署名ができない。署名したものが、請願書なので。そうすると、議員がその旨を知っていてということになるので、請願は受け付けられるのかなと私は思っているんですね。

問題は、陳情書がオンラインで来たときの扱いですよね。それは、郵送で来た場合と同じ扱いにすればいいんじゃないかという。今から議論はするんでしょうけれども、考え方はそういう考えじゃないのかなと私は思っているところなので、そのこのところで、国の制度が変わって、こんな形でオンラインで大丈夫だと言っているの、受け付けられるということは、これは認めるしかないと思うんですけども、その先はまた議論のところがあるのかと思っています。ただ、請願となれば署名が必要なので、どこかの段階で署名をしたものが上がってくるんじゃないかということです。

以上です。

○西山委員長 これ、次長、請願のことではないんですか。陳情も入るんですか。

○堀内議会事務局次長 こちらの法改正では請願書にはなるんですけども、陳情も同様に、例えばメールで議会宛てに来た場合、市議会として全くそれを取り扱わずにいいのかというところなども、今後検討の議題としては上げていく必要があるのかなと思うんですが。

○西山委員長 分かりました。

この件につきましては、情報収集しながら、今後議論していくということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 次に、第15条の2の2、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合という項目について、基本条例に照らし合わせると、これは必要ですよということ、整合性がありますよね。むしろ、整合性がなくなってしまうですよということになるので、いかがでしょうかというのが事務局のほうの。

どうですか、この条文について。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 多様性の尊重という部分からも、またダイバーシティを宣言している笠間市としても、当然やはり取り組まなければいけないところだと思っておりますし、また子育て世代の方々の、例えば議会議員の成り手不足の状況からも、今後そういった子育てをされている方が議員に本当になりたいという方への門を開いておくという部分でも、非常に大切なことではないかなと思われまますので、こういった部分はしっかりと取り組んでいく必要があると思います。

○西山委員長 それでは、この委員会のオンライン開催についての育児、介護その他やむを得ない事由による場合を委員会条例に加えるということで、皆さん御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認めます。では、そのように。

石松委員。

○石松俊雄委員 この条例改正案というのは、今度の定例会で提案して議決をするんですよ。そうすると、議決の前に、デモンストレーションか何かやってやれるかどうかと一緒に検討していかないと、条例だけ先に決めちゃうわけにいかないので、それも考えていただきたいと思って。

○堀内議会事務局次長 オンライン委員会の話ですね。まさに。

○石松俊雄委員 本当にできるの。

○堀内議会事務局次長 実はまさに昨日その話をしまして、これだけ加えて、実際何も、いざというときに使えないというのでは全く意味がないので、どういった手法がいいのか、どういったものを使って、例えばZ o o mとかいろいろありますけれども、テレビ会議システムとかそういうものをタブレット上で、事務局、事務レベルでまずはテストをして、あと皆様、全員協議会で集まったときとかにやってみるといった機会をつくるというのは必要だねということは事務局内で話をしておりますので、その機会をいつ持てるかというのはまた改めて御説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○西山委員長 では、事務局レベルで準備をしてもらおうと。よろしくお願ひします。

それでよろしいですね。

では、その他で何かございませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 先日の資料で、ハラスメントのアンケートの結果が出てきていたと思うんですけども、会派で結城市議会で議員ハラスメント禁止条例という条例ができたとかはしているんですが、ハラスメントそのものに対する認識がやはり時代とともに変わってきているということもありますし、アンケートを受けて職員の中では研修会をやるという話もあるんですけども、それとは別に、議会独自にハラスメントの研修会の企画議案もあるので、できれば会派でやってもいいんですが、できるのであれば、市議会全体として一度ハラスメントの研修会みたいなものを企画してはどうかというふうには思うんですが、皆さんのほうでいただければなと思います。

○西山委員長 いかがでしょうか、皆さん。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 それは私たち女性議員と話す機会とかもありまして、やはり大事なことだと思っておりまして、一度、女性議員でもそういった講座を受けに行こうかと昨年計画はしていたんですが、講師の先生の都合で行けなくなってしまったので、議会としてやっていけるのであれば、ぜひそういうのは開催して、勉強を私たち自身がやっていくことが大切だと思いますので、進めていただけたらありがたいと思います。

○西山委員長 そのとおりですね。おっしゃるとおりね。

分かりました。では、この件につきましてはどうしましょう。今、石松委員からも意見

も出ました。田村委員からも出ました。では、2人に相談しながら。

それでは、ハラスメントの関係の勉強会というか、研修会につきましては、正副委員長、さらには協力をいただけるように、皆さんも御協力をお願いしたいと思います。進めていきたいと思います。よろしくをお願いします。

そのほかで。

内桶委員。

○内桶克之委員 能登半島震災がありまして、市のほうでは募金活動をしているという状況なんですけど、議会として何か能登半島沖地震のことに対して活動、または義援金とかという活動をしたほうがいいんじゃないかと私は思っているの、皆さんの意見を聞きたいと思います。

以上です。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時48分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、義援金については、当委員会の中で1人一律1万円ということで19日の全員協議会の中で御報告をしまして、皆さんの協力を仰ぐということでよろしいですか。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内桶克之委員 LOGチャットで流すんですか。

○西山委員長 それでいいですか。それを事前にLOGチャットで流してもらって、今日の情報を。

○石井 栄委員 集めますということではないですか。

○西山委員長 それはちょっと強制になってしまう。

今日ここに各会派から何人かいますから、お伝えりたいと思います。

○畑岡洋二委員 LOGチャットで案内はするんですよね。

○西山委員長 そうです。

よろしいですね。

募金活動等の実働について、これにつきましては、19日、同じく全員協議会の中で、議長より呼びかけ、お願いということで、議長のほうから提案をさしてもらってということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ以上で、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
長時間にわたり、大変御苦労さまでした。御協力ありがとうございました。

午前 11 時 50 分閉会